

社会資本整備審議会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会
交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会
第6回合同会議

平成19年11月6日(火)

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただいまより社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会、及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の第6回合同会議を開催させていただきます。なお、本日の会議は委員16名のうち9名が出席されておりますので、定足数を満たしていることを報告させていただきます。

開会に当たりまして嘉門委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。

【嘉門委員長】 皆さん、おはようございます。朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。今日、場所がちょっと、あまりよく知られていないところということで、委員の方がお2人お見えじゃないようでございますが、そのうち来られるということで、時間切れで始めさせていただきたいということでございます。

これまで5回の議論を通じて、建設リサイクルの課題と今後の方策等について、委員の皆様方のそれぞれのお立場からお考えを提示いただきまして、国としての取り組みはどうあるべきかということがまとまってまいりました。前回の委員会でリサイクル推進施策の理念ということが少し唐突な形で出たということで、これまでの委員会のいろいろな経緯と少しニュアンスが違うのではないかなというようなことから、それをきっかけにして委員相互での議論が少しできました。委員のそれぞれのお立場からのご意見を踏まえて、トータルとしてこの検討小委員会でどう、施策として提言するべきかというとりまとめを今日、できればと考えておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。最初に本日のミッションをお願いして私のごあいさつとさせていただきます。

【事務局】 早速議事に入っていきたいと思いますが、以降の進行は嘉門委員長にお願いいたします。

【嘉門委員長】 それでは資料のほうは、お手元の一覧でご確認していただいて、もし不足している場合にはご指摘をお願いしたいと思います。議題に沿って進めたいと思います。議題の1でございますが、第5回合同会議を踏まえた修正点について、この件の説明を事務局よりお願いいたします。

【建設副産物企画官】 それではまず第5回、前回の会議を踏まえた修正点についてお話をいたします。資料でございますが、若干前回の資料との関係がどうなっているかということをもまずはじめに説明をさせていただきます。

資料の1、これはいつものようにスケジュール、これまでの分、それから今後の予定を記したものでございます。説明は割愛させていただきます。それから資料の2が前回の議事要旨をテーマごとに整理したものでございます。こちらにつきましても適宜ご参照いただければと思います。説明は割愛させていただきます。

続きまして資料3でございますが、タイトルといたしましては「建設リサイクル推進に係る方策について 中間とりまとめ(案)」ということでございます。前回ご議論いただきました理念の部分がこの1番、2番に入っております。それから前回、あるいはその前からご議論いただいております、表形式でずっと議論いただきました課題に対する検討の方向性についてというものにつきまして、それぞれそれに対応するいろいろな取り組みを3番、4番という形で記しております。というものでございます。

資料4がずっとご議論いただきました検討の方向性についてということで、表形式で整理してきたものに、今回1段加えまして、具体的な「主要な取り組み」といったような形で、1段加えたものでございます。

そして参考資料でございますが、この参考資料の1が実は資料3と参考資料の1は内容的には同じものでございますが、前回との関係がわかるように前半部分、1と2につきましては前回の理念をご説明いたしました。前回お示した資料と今回の、それに合わせて修正した部分が見え消しの形でお示ししているのが参考資料1でございます。前半はそういう形になっております。

後半につきましては基本的に資料3と同じなんです。この表形式で整理した資料4との関係がわかるように 印で番号をつけておまして、資料3と資料4のどこがつながっているのかということがわかるようにつくりましたのが参考資料1でございます。

そして参考資料2でございますが、こちらは前回ご指摘いただきました前の計画、推進計画2002の取り組み状況について簡単に整理したものでございます。こういった資料の形になっております。

それではまず資料4をお開きいただければと思います。資料4の青い字で書いてあります主要な取り組みにつきましては後ほどまた議題の のところでお話したいと思います。今回は前回から変更があったところのみの説明とさせていただきます。資料4の5ページ

をお開きいただけますでしょうか。資料4の5ページの真ん中辺でございますが、赤い字で書いたものがございます。前回から記述を追加させていただいております。関係者ごとの課題のところでは設計者、施工者ですが、新築・新設の設計の際に解体時の分別解体のしやすさに対する配慮は必ずしも十分でない。その原因といたしまして分別解体のしやすさを評価する仕組みが整っていない。検討の方向性といたしまして、新築・新設時の設計情報が解体時まで保存される仕組みがつかれないか、設計段階で解体時の分別解体のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促せないかと、こういったことが前回のご議論の中でございましたので追加しております。

それから少し下へまいりまして、中間処理業者、再資源化業者のところでございますけれども、前回のご議論の中で分別解体や現場分別について、取り組みが十分でないというところ、主語がございませんでしたけれども、「施工者の」取り組みが十分でないという形で明確にさせていただきました。

それから、さらにその下で資材製造業者の欄でございますけれども、こちらのつきましても下の段、赤い字で書いてあるところを追加させていただいております。資材特性や分別方法等、資材製造業者の有する専門知識が資材の現場分別過程で十分に活用されていない。それに対して原因といたしまして、施工業者、中間処理業者と資材製造業者との間で、現場分別の対象となる資材に対して、情報共有する仕組みが整っていない。検討の方向性といたしまして、そういった情報の共有化を推進できないかということを書いております。

もう一枚めくっていただきまして6ページ、(6)のところでございます。こちらにつきましまして、まず上のほうから、真ん中よりちょっと上のところでございますが、関係者が設計者のところの、課題が生じる原因のところでございますが、一部文言を修正しております。解体工事における廃棄物発生量や工法があらかじめ十分に検討なされていない場合があるという形で若干の文言修正をさせていただいております。それに対する検討の方向性として、以前一つでしたが、もう一つ追加した部分がございますが、これは先ほどと再掲でございますが、設計情報等が解体時まで保存される仕組みをつくれなかと、先ほどと同じものがこちらにも追加されております。

それから下のほうにまいりまして、廃棄物処理業者のところの収集運搬業者、中間処理業者のところでございますが、こちら、(5)に書いてあったようなことが再掲という形でこちらにも書いてございます。分別解体や現場分別について、施工者の取り組みが十分でない場合や不適切な場合があるということで、(5)に既にこの記述はあるんですが、こち

らにも記述しているということでございます。原因、方向性についても同様でございます。

それからさらに下へまいりまして資材製造業者のところでございますが、大幅に修正しております、こちら、前回の資料ですと解体時に広域認定についての活用はできないかといったような趣旨のことが書いてございましたが、広域認定に限定せずに、少し広げた表現としております。具体的には、資材特性や分別方法等、資材製造業者の有する専門知識が、資材の再資源化過程で十分に活用されていないという課題。原因でございますけれども、これは先ほどと一部共通ですけれども、情報共有する仕組みが整っていないということでございます。検討の方向性といまして、広域認定制度の活用等により、資材製造業者が再資源化の役割を一部担えないかということと、それから再掲でございますが、先ほども申しましたように情報の共有化を推進できないかということでございます。資料4のこの赤字の部分のところにつきましての説明は以上でございます。

続きまして参考資料1でございますが、前回お示しいたしました理念の部分で、今回修正させていただいた部分につきましてご紹介いたします。まず1ページ目、全体の目次とございますが、こういう構成になっているというのを入れております。この部分で、前回も中間とりまとめのスケルトンをお示ししたのでございますが、そのときと比べますと、3の横断的取り組みと4の個別課題に対する主要な取り組み、入れかえております。上からだんだん大きくくりを書いていって、下に行くほど個別、具体の取り組みになっているといったような構成にさせていただいております。それから3のところ、「情報管理と物流管理」という項目を1項目追加させていただいております。そのほか2から5までのところの順番を一部変えております。

中身に入っていきますが、2ページ目でございます。まず一応今回は中間とりまとめという形でこの小委員会から我々に対して提言をいただくということを前提にしておりますので、そういった関係で一部の文言、語尾等を、例えばそれにふさわしいような形で修正した部分がありますが、そういったところは省略させていただきます。まず2ページ目の上から4分の1ぐらいのところでございますが、「国は」という形で主語を明確にしております。

それから2ページ目の一番下でございますが、前回、建設発生木材を代表事例といたしまして再資源化の低い品目、「低くとどまっている」といったような記述をしておりますが、いろいろとデータ等確認しました。結果的にももちろん建設発生木材もリサイクル、かなり進んできております。それ以外のいろいろな品目につきましても、我々が持っているセン

サスのデータでいきますと、それなりに高い値が出ております。ただしこれらは前回もご議論ありましたように、あくまで分別されたものを対象に我々、調べている関係上、混廃に含まれているものを除いた、分別されたものみのリサイクル率としては、例えば廃石膏ボードも88%だとか、廃プラスチックが79%といった、わりと高い値を把握できておまして、そういう意味ではこちらに例示するのは我々としてもデータ上の裏づけがないものですから、二の足を踏まざるを得ないということでございます。

現実的には混廃の中に例えば廃プラであるとか、あるいは平成17年度時点でございますので、石膏ボードなども入っていた可能性も非常に高く、実質のリサイクル率、再資源化等率ももっと低いだろうということは容易に想像されるわけでございますが、なかなか裏づけが取れていないという状況でございますので、あえて品目の例示はせずに「再資源化等率が低い品目が残っている」という書き方にさせていただきました。

4ページでございますが、4ページの上から5行目のところでございます。前回の記述、「国民の理解と参画のもと、民間主体の創造的な取り組みを推進力とした3R推進手法の構築を目指す」というようなことを書いてございますけれども、主体がはっきりしておりませんでしたので、こういったこと、実質的に取り組むのはさまざまな関係者、皆さんがということになるかと思っておりますけれども、行政がそういった方々に積極的に働きかけるんだという形で主体を明確にさせていただいております。

続きまして、「(1)関係者の意識の向上と連携強化」という部分でございますが、そちらの2段落目のところでございます。不法投棄の根絶や3Rの推進のために、もろもろの関係者が高い意識、あるいは法令遵守といったようなこと、それから積極的にそれぞれの責務を果たしていくということを書いてございますが、こちらに「行政」も明確に入れております。加えまして建設部局と環境部局の連携が示されていないというご指摘がございましたので、あえて行政の中に建設部局、環境部局と分けて書いておまして、かつ「各々連携し」という形で、もちろん建設部局、環境部局のみならず、さまざまな主体が皆さん連携していくということに結果的にはなりましたが、そういった形で修正させていただいております。

それからさらにその下の段落のほうでございますが、4ページの一番下でございます。物流管理、あるいは情報管理といったようなことの重要性のご指摘がございましたので、その部分、加えまして、その前段の、「建設副産物のいろいろな制約条件から、市場の需給状況が緩和すると行き場を失う」といったような記述、それから5ページ目の冒頭のとこ

るでございますけれども、逆にトレーサビリティの確保等によりまして不法投棄の防止であるとか、リサイクル市場の活性化に期待できるといったような記述を情報管理、あるいは物流管理といったものと絡めて記述を加えさせていただいております。

それから、その下でございますけれども、(1)の一番最後のところでございますが、継続的な啓発活動という文脈で「関係者は」という形で主体を明確にしております。

それから、5ページの一番下でございますけれども、地球温暖化対策についてもう少し明確にしてはどうかというご意見ございまして、5ページのところ、もともと書いていたつもりではありますけれども、「十分」という言葉を加えさせていただいております。それから合わせて、こういった建設副産物のリサイクル等々につきまして、やはり地域で循環可能な副産物を、なるべく地域で循環させていくといった、地域概念が複数の方からご指摘がございました。5ページから6ページの頭の部分にかけてでございますけれども、副産物の特性も踏まえて記述をつけ加えた上で、地球温暖化対策への配慮、それから地域で循環させるといったこと、さらに、なお書きといたしまして、地域において需要と供給者、それぞれのネットワークを形成し、持続可能な地域社会を実現するためのコミュニケーションの促進といったようなことを記述させていただきました。

それから6ページのその下、(3)のところでございます、2段落目の最後でございますけれども、企業の社会的責任、CSRについての記述を書いている部分でございますけれども、こちらについても効果の「見える化」といったようなことを書くべきだというご意見をいただきましたので追記させていただいております。

さらにその下でございますが、資材製造業者についての取り組みにつきましてのご意見がございましたので、6ページの下のところでございますが、「資材製造業者がノウハウを施工業者や再資源化業者とともに活用するように努めるべきである」といったような記述、また再資源化業者につきましても、これはもともとあったわけでございますが、主語を明確にいたしております。

最後のところでございますが、7ページの最後のところでございますけれども、中長期方向性といったようなことを書いてあったわけでございますけれども、前回のご質問がございまして、私のほうで回答いたしましたけれども、それらにつきまして文章上でも明確にさせていただいております。印で中長期的方向性というのが、「5年～10年程度の中期的なスパンあるいはそれ以上の将来における目指すべき姿」というふうに記述をさせていただいております。以上大変取り急ぎで恐縮ございましたけれども、前回のご指摘を

踏まえた修正についてお話しさせていただきました。

【嘉門委員長】 はい、ありがとうございました。結局、参考資料1の7ページまでのところに前回の議論が反映されているというふうにご理解いただければと思います。ここまでのところでご意見等をまずちょうだいしたいと思います。いつものようにご発言の際には名札を立てていただきますようお願い申し上げます。実は資料4の一番右の欄に、「主要な取り組み」というのが、今回入っておりますが、これが後段部分に反映されているということで、この部分は、そのときに合わせて議論したらいいと、そういう理解でよろしゅうございますか。

【建設副産物企画官】 はい。

【嘉門委員長】 よろしゅうございますでしょうか。はい、それでは平田委員、どうぞ。

【平田委員】 日本建材・住宅設備産業協会の平田でございます。この資料4の、A3判の6ページのところ、資材製造業者の項目の赤字のところですが、前回の私の発言も踏まえてご記入いただきまして、ありがとうございました。この表現の中で検討の方向性の「広域認定制度の活用等」のところですが、前回も含め、私は広域諸制度という表現をしていますと、話を致しました。これは広域制度には、新ルールの広域認定制度と旧ルールの広域再生利用指定制度との2つの制度が残っているからです。それと関連するものは2005年3月25日発出のリサイクルの規制緩和を目的とした民間解放通知050325です。これらの既存ルールを有用に利活用することはメーカーも含め重要なポイントと考えます。表組みでは、単語数の問題もありますので、「広域認定制度『等』の活用等」と「等」の字を入れていただきたく存じます。資材製造メーカーサイドとしてはいろいろな制度と通知を使えるという意味で、「等」の字を入れていただきたいと思います。

それと同じくその右横の青字のところも、「国は、資材製造者に対して、広域認定制度『等』のより一層の活用を要請すべき」という文字の追加をしていただきますとありがたいと思います。以上、意見です。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。これはぜひそうしていただければと思います。ほか、よろしゅうございますでしょうか。村上委員、どうぞ。

【村上委員】 住宅生産団体連合会の村上でございます。参考資料の3ページ目でございますけれども、「また、建設副産物のリサイクルがある一定の成果を挙げているのに比べ、3Rの第一に掲げられる発生抑制の取組みはまだ不十分であることが伺える」という記述が前からあるんですが、現在壊している建物は発生抑制に寄与すべく建てた建物ではない

ですね。時代が違う。住宅生産団体の各ハウスメーカーの皆様におきましては、当然高耐久ですとか、高気密ですとか、高断熱ですとか、社会資本として十分残し得る建物ということで、10年以上前から取り組んでいるわけですので、その建物がまだ壊される段階にきておりませんので、発生抑制に取り組んでないように見えるかもしれませんが、実態としては発生抑制に随分前から取り組んではいる。現在の建物は取り組んでいなかった部分を取り壊されているんだというふうな、そこまで書けということじゃないんですが、そういったこともお含みおきいただければと思います。当然ビルなんかについても同じようなことが言えると思いますけれども、そういったことでございます。

【嘉門委員長】 まあ、これは建築物だけじゃございませんで、いろいろな土木工事等を含めて発生抑制、それから排出抑制ですね。発生してもその場で切り盛りをするなりして排出を抑制するという、そういう取り組みもございしますが、トータルは減っているけれども、排出量のほうはやっぱり多いので、こういう記述というのが私は適切じゃないかと思っている次第です。

【村上委員】 現在出ている発生量だけで取り組みということにはならないと私は思うんですね。発生抑制の一番の取り組みは解体を行わない、発生をもとから抑える、長持ちさせる、長寿命化させるということだと思っていますので、そういうことには取り組んでいるという意味でございまして、特段意見の違いがあるとは思わないんですが、私はそう思っているというところでございます。

【嘉門委員長】 解体だけではないということでございますね。はい、それじゃ後藤委員。

【後藤委員】 前日も申し上げましたが、このリサイクルのための技術開発は必要なんですけど、昨年環境省のほうで産廃業者、中間処理も含めて調査しまして、想像以上に零細業者が多いんですね。今年、ちょうど今、今月あたりで中間処理業者、約1万社の調査をまたアンケートで始めておりまして、いろいろ調べようと思っておりますが、この零細業者が技術開発をするというのは基本的にほとんど不可能ではないかと思っております、協業化とかいろいろな形での財政的支援を行わないと、これはもうほとんど不可能ではないかと考えておりまして、6月1日の環境立国の中にも、例えば環境税とか、排出量取引というものの検討というのもしか入っていたと思いますので、やはり財政的手法を何らかの形で検討しないと、技術開発は進まないのではないかなと考えておりますので、特に中長期ということですから、そのあたりをどういう形で入れ込むのか、もう一度ご検討い

ただければと思っております。

【嘉門委員長】 今のご意見はやはり（６）でしょうかね。全体的話ではあるんですけども。必ずしもこの資料４の中に全部入れ込む必要がないかもしれませんが、中間とりまとめのこの案、推進に係る方策の中にそういう文言が入ればいいと、そういうご意見というふうに承れるかと思いますが。しかし予算的な背景はなかなか難しゅうございますので、そう簡単に書き込むわけにはいけないかもしれないですね。

【後藤委員】 はい、重々わかった上で申し上げます。

【嘉門委員長】 よろしく申し上げます。ほか、よろしゅうございますでしょうか。

私からちょっと大塚委員に確認したいんですけども、この４ページに、前から古市副委員長のほうから物流管理をきちんとしると、こういうご意見をいただいて、私もそのとおりだと思うんですが、物流というこの表現がエコノミストというか経済とかの用語として問題はありませんか？廃棄物のようにリサイクルをして変化していくようなものも含めて、大きく広義にとらえたらもちろん物流だと思うんですけども、普通の物流管理というと、物のそのものがどう動くかということだけなので、公式用語として使うことは別に問題はないというふうな理解でよろしゅうございますか。

【大塚委員】 特に問題はあまり感じておりませんでした。この手の循環の問題について一般的にはわりと物質循環という言い方をすることが多いんですけども、ただここで物質というとあまり適当ではないものですから、確かに先生のおっしゃるように物流管理というと廃棄物的なものが動くということは入らないように思われるかもしれませんが、そこは広い意味で使っているということは何か言及していただいて、物流管理という言葉を使ってもよろしいのではないかと思います。

【嘉門委員長】 いや、質問の意味は定義をせずに、広義に物流管理という表現を使っても、経済とかその専門家からとやかく言われぬかというだけの話なんで、よろしゅうございますかね。

【大塚委員】 はい、よろしいかと思えます。

【嘉門委員長】 そうですか。はい、じゃあこのままでいかせていただきたいと思えます。ほか。じゃあ、古市委員。

【古市委員】 前回の物流とか情報管理の件につきましては適正に加筆修正していただきまして、どうもありがとうございます。情報管理を行うことによって実態が把握でき、直接的な目的として、その結果、関係者の連携がよくなり、不法投棄防止、適正処理の推

進、それから費用分担の明確化、需給バランス促進の活性化、こういうふうにつながっていくわけですね。その辺のところでは不法投棄の話だとか、連携だとか、需給バランスとか、この辺の話は書いていただいているんですが、これをすることによってどの段階で不適正なことが起こっている、まただれがしっかりとリサイクルしなきゃいけないのか、適正処理しなきゃいけないのかということもわかるはずなんですね。ですから責任の主体がわかるような形、またそれに応じた費用分担といいますか、この辺の部分がどこに書かれているのかなというのがちょっと気になりました。ここで、一般の廃棄物、産業廃棄物ですとマニフェストみたいなのがありますね。どの段階でそうなっているかというのがわかりますよね。そういう意味で責任という、関与する人たちの責任の所在がわかり、なおかつまた費用分担みたいなのが将来につながっていくような形、そういうのを少し書き加えていただくとうれしいなと思いました。

【嘉門委員長】 事務局ら何かご意見ございますか。

【建設副産物企画官】 特に意見ということではございませんが、今のお話は例えば物流管理なり、情報管理の波及効果として記述させていただければよろしいという趣旨でよろしいでしょうか。それぞれの責任が大事だという、そもそも論として書くのか、物流なり情報なりをきちんと管理することの波及効果として記述せよというご趣旨なのか、ちょっと確認させていただけるとありがたいんですが。

【古市委員】 いや、まず基本的には物流・情報管理するというのが中心的な目的ですよ。それをする中でいろいろな制度設計をすることによって責任主体を明確にするだとか、費用分担のあり方を考えると、そういうことにつながっていきますよね。そういう方向性みたいなものがどこかに書いてある必要はないでしょうかという、そういう意味合いです。

【建設副産物企画官】 わかりました。まず責任の主体は、特に「責任」という言葉を使いながら書くのは、もともと廃棄物処理法上、排出者責任というのは明確だという部分もありますので、そこはある種当然の前提として書いているという部分もございます。ただ実際にはもちろん関係者にそれぞれのいろいろな、どちらかというとあえて「責務」というふうに言っていますが、責務はあるんだろうと思っております。それから費用の問題もきちっと費用を払うべきだということはそのとおりだと思います。もともと既に建設リサイクル法上でもそういったことを明記されているものですから、あえて今回書いてませんが、ちょっと工夫をしたいと思います。

【嘉門委員長】 じゃあ、高戸委員。

【高戸委員】 内容というよりも、ちょっと文章の、「てにをは」等の指摘をしたいと思っています。参考資料の1の6ページの(2)の持続可能な社会実現の最後のところですが、「なお、地域の中で建設副産物の需要者と」というくだりがありますが、上の文章からの続きの流れで言いますと、「なお」を「そのためには」と変更し、「地域の中で建設副産物の需要者と供給者のネットワークを形成し」として、それに続く「持続可能な何とかを実現するためには」という文章を削除し、「様々な主体間のコミュニケーションの促進が不可欠である」と続ければ、文章の流れがいいのかなということを感じました。

それから、(3)の民間主体の創造的取り組みのところの2行目、「国民や社会が企業(設計者・施工者・廃棄物処理業者)」のあとに「等」を入れていただきたい。そのほかに関連する企業もごさいますので、「等」を入れる方がよいと思います。

それから、16ページの建設発生土に関する記述でございますが、印で16番になっているところですが、「公共工事の発注者は、民間の土質改良プラントについて」という記載がありますが、民間の土質改良プラントだけに限らないと思いますので、ちょっと文章を提案したいと思います。「公共工事の発注者は、民間工事由来の建設発生土も含め、工事間利用を推進するためのストックヤードを整備すべき」と。この内容につきましては、このページの上のところに書いてあります、建設発生土の需給バランスが改善傾向にあるが依然として工事間利用にミスマッチがあるという課題を解消するためにはどうすべきかという対応の方法として、ストックヤードを整備するというのは非常に効果的だと考えますので、この16番の文章をこのように変えていただきたいと思っております。

【嘉門委員長】 はい、ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

それでは一応前回の会議を踏まえた修正点についての議論は以上にさせていただいて、今日の主たる議事でございます「建設リサイクル推進に係る方策について」中間とりまとめ(案)について、このほうに移りたいと思います。事務局より、よろしくご説明をお願いいたします。

【建設副産物企画官】 はい、そうしましたら資料といたしましては資料の4とそれから参考資料の1とをごらんいただきながら説明させていただきます。

先ほど申しましたように参考資料1のほうの後半、ページ数でいきますと8ページ以降に具体的ないろいろな取り組みが書いてございまして、ほぼ同じような記述が資料4のほうの、この表形式の一番右側の段、主要な取り組みという形で書いております。当然まと

め方は少しずつ違ってきていたり、それから表のほうは同じものが再掲という形であちこちに書いてあったりしていますが、参考資料のほうは極力、再掲はしていないというような形で作成の違いがございますので、順番等も違うわけですが、基本的にはこの資料4に書かれていることが参考資料1のほうにも載っているということでございます。

参考資料のほうなんです、先ほどもありましたように 印がついてございまして、主要な取り組みのところの 印と対応関係がわかるようになっているということでございます。なお、幾つか、ポツだけで 印のついていないものがございますが、これは主要な取り組みには直接書いていないことなんです、この中間とりまとめのほうにはあえて記述したようなことが幾つかございます。

それから、参考資料1、あるいは結果的に当然資料3も同じなんです、書き方といたしまして、あるいは主要な取り組みの欄の書き方といたしまして、この委員会から私どもに提言をいただくという性質のものでございますので、これまでこの表形式で工事関係者、発注者、設計者、施工者、あるいは廃棄物処理業者、資材製造者等々、関係者ごとに課題を整理してきたわけですが、最終的には我々が提言をいただく立場だということから、基本的には主語といたしまして「国が何とかすべきだ」というような書き方が多くなっております。例えば関係者のだれだれが実際にはやることであっても、「国が関係者に促すべき」とか、あるいは「国がそのために必要な例えば基準類をつくる」とか、そういうたぐいの記述が多くなっております。

もちろん中には国が直接なかなかやりにくいものにつきまして、「関係者は」というのが裸で主語に出てきたり、それから国のみならず地方公共団体も含めて、国と地方公共団体に取り組んでいただくようなことについて、「行政は」というような書き方になっていたり、それから国もいろいろな顔を持っておりますけれども、特に発注者として何か取り組むという場合に「公共工事の発注者は」というような書き方になっている場合もございますけれども、基本的にこれまで整理してきました関係者と、今回取り組みとして書いたものの主語が食い違っている場合が、そういった形であろうかと思っておりますけれども、この最終的な報告書の性格上そのようにさせていただいているということでございます。

それでは中身に入っていきます。基本的には参考資料1の8ページから順次お話をさせていただいて、必要に応じて数字で資料4のほうを参照いただくという形をお願いしたいと思います。8ページ冒頭でございます。まず建設リサイクル推進を支える横断的取り組み

といたしまして、まず最初に「情報管理と物流管理」ということで書いてございます。冒頭の幾つか重複いたしますけれども、やはり副産物の再資源化が技術的に可能であっても、引き取り相手がいなければ廃棄物になってしまうというようなことがございますし、また実際にどのような形で利用されているか、あるいは不適正な処理をされているかといったようなことがなかなか十分に把握できていないという現状。それから資材にさまざまな原材料が含まれていて、そういった原材料の性状に応じたりサイクル技術を使うべきだというようなことがございます。そういったことも実際にはなかなかリサイクルの現場ではわからないといったような状況でございます。

こういったことを踏まえまして2つのポツを書いております。1つ目が国は副産物の発生から再資源化・適正処理、あるいは製品化までの一連の流れにつきまして物流を「見える化」し、再資源化の適正性を把握するための情報追跡・管理方策について検討すべきということでございます。2つ目のポツでございますが、国は効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、新築・新設時から解体時までの履歴情報が蓄積され、活用できる仕組みを検討すべき。これ、いずれもまだすぐに何かができるという感じではございませんけれども、仕組みなり、方策を検討するという形でまとめております。

続いて(2)関係者の連携強化ということでございます。ご承知のとおり、関係者多岐にわたっているということでございますし、他産業との間のやり取りもでございます。必ずしも意思の疎通、情報交換が十分ではなかったということで、幾つか例示しております。ということで関係者の一層の連携強化が必要ということで、3つの施策を掲げております。まず1つ目でございますけれども、設計段階で、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造、資材の採用を促すための方策について検討すべきということで、これも「国は」ということにさせていただいております。実際にはなかなか国だけでできることは限られておりますので、皆さん、関係者の方々にご協力をいただきたいということで「国は関係者とともに」という書き方をしております。

2つ目でございます。資材製造業者が分別あるいは再資源化等々で考慮すべきノウハウを施工業者や再資源化業者とともに活用するといったようなことでございます。こちらにつきまして、これは資材製造業者と施工者、あるいは再資源化業者が役割の主体かなと思っております。国がこういった皆さんに働きかけるといった表現にしております。

その次でございます。先ほど広域認定制度につきましてはご意見いただいたところでございますので、こちらにもそれに踏まえた修正は必要かと思っておりますが、資材製造業者に対し

て広域認定制度のより一層の活用を要請すべき。適宜「等」を入れさせていただければと思います。

続きまして(3)理解と参画の推進ということでございます。縷々書いてございますが、広く国民の理解と参画を求めることが重要ということでございます。特に先ほどもご指摘がございました応分の費用負担が必要といったようなことございまして、なかなかコストをかけたくないという考え方、風潮もあろうかと思いますが、これを何とかしなきゃいけないということでございます。それから実際に作業を行う方々につきましては、リサイクルについての教育を受ける機会が十分ではないというようなご指摘もございました。

こういったことを踏まえまして、次のページにかけまして幾つかの事項を掲げております。まず1つ目でございます。これ、特に資料4にはございませんけれども、数年に1回、我々行っております建設副産物実態調査につきまして、これを実施し、かつ成果を公表するといったようなことで、当たり前のことでございますけれどもあえて書いております。

その次、10ページに入りまして 印の31のところでございますけれども、関係者は、例えば再生資材利用箇所等への標識設置等により広くPRをすべきということでございます。こちらにつきましては皆様方それぞれがやっていただければという気持ちも込めて、「関係者は」ということに、主体はあえて関係者としております。

続きまして 印の5のところのポツでございますが、優れたリサイクルの取り組みを実施している事業者に対する表彰制度、これも既にいろいろやっておりますが、充実すべきということでございます。私どももやっておりますけれども、ほかにもいろいろあろうかと思しますので、「行政は」という形にさせていただいております。

それから広報の実施、これもいろいろな活動をそれぞれされていらっしゃると思っております。こういったものを引き続き継続的に実施すべきということで、これも資料4にはございませんけれども、あえて書いてございます。また「関係者は」という整理にしております。

続きまして 印の30のところでございますが、費用を明確化して契約時にいろいろな内訳を明示すべきということでございます。こちらにつきましてもさまざまな主体がいらっしゃると思いますので、一応「関係者は」という整理をしております。国がそこにどうやってかかわってくるかというのは非常に我々も頭を悩ませたところでございますけれども、実際の内訳の中身まで国が関与するのは現状ではなかなか難しいのかなということで「関係者は」というような記述にさせていただいております。

印の29のところでございます。これが、特に費用を適正に負担するということにつ

いて、さまざまな関係者に啓発を行うということでございます。これも従来からやってきていることではございますけれども、これにつきましても私ども、それから地方公共団体にもご協力をいただきたいということで、「行政は」という形にしております。

最後に、講習会、研修等々の記述を書いております。これにつきましても、これもさまざまな方々がされるということもございまして、なかなか国がこれについて促進のために旗を振るということでもないのかなということでございまして、「関係者は」という形で整理しております。

続きまして(4)建設リサイクル市場の育成でございますが、こちらにつきましても、まず冒頭ですけれども、いわゆる「悪貨が良貨を駆逐する」といったような建設リサイクル市場の特性を踏まえた上で、こういった企業につきましてコンプライアンスの徹底、透明性を高める努力といったようなことを書いてございます。そして契約を結ぼうとする方々が単なるコスト情報のみならず、こういった企業の優良性に対する情報もあわせて検討ができるような環境を整えることが大事だということで、これは行政及びさまざまな専門的な知識を持っておられるNPOだとかNGOの方々にもそういったことでの分野での活躍を期待したいなということで、こういった記述にしております。

それからリサイクル市場の構築ということでございますが、こちらにつきましてもやはり需要が確保される必要があるということで、運搬や保管が容易ではない性質もございまして、需給動向に注意が必要ということでございます。ということで、特に再生材の供給が追いつかないような地域では、資材製造業者等にしわ寄せが起きているといったようなことも具体例として記述しております。

施策といたしましては4つ掲げております。まず1つ目でございますが、印の35と書いている部分でございまして、国は中小建設業のコンプライアンスに適した内部統制システムについて検討すべきということでございまして、どうしてもコンプライアンスというような取り組みが中小企業、小規模な会社のみならずから行うというのは難しいのかなということで書いてございます。

続きまして 印の6でございますけれども、質の高い建設リサイクルを推進している企業につきまして、情報収集、客観的な評価といったようなもの、そして情報発信、こういったものができるような仕組みについて国が検討すべきということでございます。こちらも既にいろいろな取り組みをされているかと思っておりますけれども、そういったものをより深めていくような仕組みの検討ということを国に求める形にしております。

それから 印の9のところでございますが、総合評価落札方式であるとかV E方式といったようないろいろな入札契約方式が最近導入されておりますけれども、こういったものの活用によりまして、建設リサイクルの観点からの設計の合理化であるとか、工法の改善を促進すべきという、こちらにつきましてはこういった発注業務を行い、いろいろな発注方式を活用している主体ということで、「公共工事の発注者」を主語にしております。

印の40番でございますが、先ほどの理念のようなところでも書きましたが、地域で循環可能な建設副産物につきまして、地域内での循環を基本ということでございます。このためにある一定規模の地域の中の需給バランスの均衡といったようなことにつきましての情報を収集して発信していくといったようなことにつきまして、どんなやり方が妥当なのかといったようなことをまずは検討したいということでございます。これにつきまして国を主体と書かせていただいております。

続きまして(5)技術開発の推進のところでございます。技術開発の重要性、特に例えばCO₂の排出を抑制といったようなことについては非常に重要だということは言うまでもないことでございます。また潜在的な資源価値を最大限低コストで再生利用していくといったような技術であるとか、それを誘導するための需要の拡大といったようなことが必要だということで、具体的な施策を4項目ほど書いてございます。

まず 印の7でございますが、建設リサイクルの取り組みにおいてCO₂の排出削減であるとか、そのほかの環境負荷軽減の効果につきまして、簡便に算定するような、なかなか難しいとは思いますが、こういったものなるべく極力簡単に算定できるような手法について検討すべきということで国に求めております。

印の39番でございますが、非常にシンプルな表現でございますが、副産物の潜在的な資源価値について検討すべきということで、なるべくダウンリサイクルではなくて、イコール的なリサイクルが進むということを期待して記述しております。

印の22番でございますけれども、建設産業以外に建設副産物の需要拡大、これもいろいろ取り組んでいただいているかと思っておりますけれども、引き続き、かつ積極的に取り組んでいただきたいということでございます。これにつきましては国民の需要拡大と、民間企業の企業努力という面が、非常に側面は強うございますので、あえて「再資源化業者等の民間企業は」という形で主体を書かせていただいております。

印の8のところでございます。12ページでございますが、民間のさまざまな優れた技術開発を促すということ、このために実際には開発された技術による効果を客観的に評

価して、それでその評価によりまして技術が広く活用されるといったような仕組みにつきまして、国において検討すべきという形に書いております。以上が3番の横断的な取り組みでございます。

4番が個別の主要な取り組みでございまして、まず1番といたしまして発生抑制についてということでございます。発生抑制、先ほどもございました。話題に出ておりますけれども、これまで発生した建設副産物の再資源化等率の向上に軸足を置いておりましたけれども、高度成長期の社会資本が更新期を迎える、あるいは住宅建築物等々につきまして社会的な耐用性が低下、あるいは老朽化といったようなことが起きております。それから設計の際に将来の修繕、解体における発生に対する配慮が、一生懸命やっているというご指摘も先ほどいただいたところではございますけれども、必ずしも十分ではない場合もあるといったようなことを書いておまして、「発生抑制」という上流の取り組みにつきましての強化の具体的な施策として以下に掲げております。

まず 印の1番でございまして、予防保全の実施等による構造物の延命化等、戦略的な施設管理手法を確立すべきということで、これは主として土木構造物を念頭に置いた記述でございまして、そういったものを多く抱えております国はという形で書いております。実際には地方公共団体等々にもこういったものを発注いただければというところはございますけれども、一応「国は」という形で整理をしております。

印の2番でございまして、住宅の長寿命化、通称「200年」住宅というところでございまして、こういったものを推進するためのいろいろな施策を講じまして、超長期住宅の普及を図るべきということでございます。普及を図る主体として「国は」というふうに書いております。

印の3番のところではございまして、これは主としていわゆる国で持っております官庁営繕業務を念頭に置いたことではございますけれども、既存の官庁の建築物、官庁施設につきまして、当然物理的な劣化の回復もするわけですけど、社会的な機能劣化、いろいろな新しい需要に対応がなかなかし切れないといったようなことについても、対応していった、民間に率先してストックの有効活用ができるようにすべきというようなこと。これは官庁施設の管理、国がみずからやっておりますので「国は」という形で書いております。

印の4番でございまして、設計段階で発生抑制についての評価をするための指標についてどういったことが考えられるかということを検討すべきということで、国においてまずは検討していこうということでございます。

印の 1 1 番でございます。「行政は」ということで書いておりますが、老朽化した建築物が安易にスクラップ&ビルドをされるということを抑制するために、なるべく既存のストックの有効活用について啓発していきたいということで、私どものみならず、これは地方公共団体が実際にさまざまな再開発であるとか、区画整理であるとか、いろいろな立場、あろうかと思えますけれども、それから環境行政、当然あろうかと思えますが、いろいろな立場で取り組んでいただけるとありがたいということで「行政は」というようなことで書いております。

1 3 ページにまいりまして(2)現場分別ということでございます。分別解体、現場分別につきましては意識が低くて取り組みが不十分な場合といったようなこともございます。また例として、C C A 処理木材とか、アスベストを書いてございますけれども、こういった再資源化に支障をきたすような資材の現場分別が徹底されていないといったようなことをまず指摘させていただいております。

それから分別解体そのものを具体的にやっということになりまして、特に都市部の新築・増改築工事で顕著かと思えますが、分別スペースが十分でないといったような物理的な課題がありますし、廃棄物の小口・多品目化といったような問題によりまして、収集・運搬が非効率になるといったような課題を書いております。

それから再三申し上げていることかと思えますが、施工者と再資源化業者の間の情報共有の仕組みが整っていないということで、受け入れ基準と現場分別が必ずしも適合していないといったようなこともあろうかと思えます。こういったことも踏まえまして、4 つの施策を記述しております。

まず解体工事現場での作業内容の透明化を確保し、施工の適正化を促進するといったようなことで、これにつきましてもその方策を国が検討するという形でまとめております。

続きまして 印の 3 3 番でございますけれども、作業員向けの現場分別マニュアルを策定し、施工者は教育をするという形で、現場分別の実効性を向上させていきたいということでございます。これは国とそれから施工者それぞれの役割をあえて分けて書いてあります。

印の 3 6 番でございますけれども、小口・多品目化された副産物を共同回収するといったようなシステムについて、これ既に実は検討を開始しているものでございますが、我々と関係者にも入っていただいて検討すべきという形にしております。

印の 3 4 番でございますが、現場分別基準を施工者、中間処理業者の協力を得ながら

策定すべきということでございます。これも国だけでできることではございませんので、関係者の協力を得ながらという形に整理しております。

続きまして(3)再資源化・縮減についてということございまして、14ページ以降、具体的な記述がございますが、こちらにつきましては品目ごとに整理しております。まず最初にアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊でございますけれども、コンクリートにつきましては再生砕石の需給バランスが崩れる可能性があるということ、またアスファルトにつきましては再リサイクルといったような問題が出てきますので3つの施策を掲げております。

まず再生骨材を用いたコンクリートの普及ということでございますけれども、品質管理等の課題について国が関係者とともに検討していくべきということでございます。

続きまして 印の23番でございますけれども、これも同様でございますが再生骨材を用いたコンクリートの使用について、特に公共工事の活用について国が検討すべきということでございます。まだいろいろ、さまざまな課題があるかと思っておりますので、すぐさま活用すべきということではなくて、「検討すべき」という形で整理しております。

印の27番でございますが、こちらがアスファルトについての記述でございますが、排水性舗装の再生利用であるとか、それから再リサイクル、繰り返して劣化してきたアスファルトについての研究を行うべきということにしております。

続きまして品目として建設発生木材でございます。木材につきましては大分進んできているという状況がございますけれども、ペンキ等が付着してきた木材チップがマテリアルリサイクルができないといったようなことで、結果的に縮減されてしまうといったようなこと、それから近年エネルギー需要の高まりから非常にサーマルリサイクルが進んでいるわけがございますけれども、結果的に比較的品質がよくて十分マテリアルリサイクルが可能な木材チップがサーマルのほうに回ってしまうといったようなことも起きているやに聞いております。こういったようなことから3つの施策を掲げております。

まず 印の42番でございますけれども、利用用途に応じた木材チップの品質基準であるとか、分別基準を策定していきたいということございまして、これにつきましては関係者の協力をいただきながら基準そのものは国がという形で整理しております。

続きまして 印の44番でございますけれども、先ほど申し上げたような状況に対応していきたいという部分がございますけれども、なかなかこれも市民の取引で実際に行われていて容易ではないという部分もあるかと思っております。今回関係者に対して啓発すべきと

いう形の整理でマテリアルリサイクル可能な木材チップはなるべくマテリアルリサイクルしていただきたいという啓発を国が行うという形で整理しております。

印の43番でございますけれども、CCA処理木材につきましては、従来マテリアルリサイクルはできないということで適正処理が重要と考えられておりました、実際そのように取り組んでいただいていると考えておりますけれども、せめてサーマルリサイクルはできるのではないかということで、従来も焼却処理というのはされているようでございますので、熱回収できないかといったようなことを関係者ととも検討すべきという整理をしております。

続きまして14ページから15ページにかけて、建設汚泥でございます。建設汚泥につきましては当然処理土という形で、改良されて土として使われる場合が多いわけでございますけれども、これにつきましては後段で述べます建設発生土と利用用途がどうしても競合していきます。またそれ以外の一般市販品であるところの再生品につきましては、品質基準等がないというようなこともございまして、必ずしも十分に進んでいないという状況でございます。

昨年この建設汚泥、処理土につきましてはガイドライン等々策定して、特に公共工事由来につきましては利用の仕方について整理したところでございますけれども、まだ民間工事由来の建設汚泥、処理土につきましては品質担保等々の仕組みがなくて、有効利用ができていないといったような状況もございます。

こういったことを踏まえまして施策といたしましては2つございますが、まず印の19番でございますけれども、建設汚泥再生品の品質基準につきまして国が検討すべきということ、それから印の20番でございますけれども、民間工事由来の処理土につきまして課題の整理、ルール等々について検討すべきということでございます。

続きまして、その他の建設廃棄物、建設混合廃棄物ということでございます。まず解体系の廃石膏ボードということでございますが、新築の端材につきましてはそれなりにリサイクルが進んできているという認識もございまして、解体から発生する廃石膏ボードにつきましては、技術あるいはリサイクル体制等確立されていないと。当然のことながら最終処分している場合には付着した場合は、全体も含めて管理型処分場での処分が義務づけられているということでございますので、非常に大きな課題だと認識しております。

それから建設混合廃棄物でございますけれども、これは当然混合ということでございますのでそこにはさまざまな品目の建設廃棄物があるかと思っておりますけれども、我々、混合

廃棄物全体としてのリサイクル率ぐらいは把握しているんですが、結局中間処理段階以降でいろいろ分別されてリサイクルされたり、あるいは最終処分されたりといったような過程があるかと思えますけれども、そこまでさかのぼった形で、例えば先ほどの石膏ボード、分別されずに混廃の中にある石膏ボードの再資源化の実態はどうなのか。同様に分別されずに混廃の中に存在している塩ビであるとか、ガラスくず、こういったようなものについてのリサイクルの実態というのがそもそも把握できていないというのが恥ずかしながら現状でございます。こういったことを踏まえまして、これにつきましては特に資料の4の記述はございませんけれども、2点書いてございます。

1つ目でございますけれども、廃石膏ボードの分別を徹底、再生利用の促進を図るというため、廃石膏ボードリサイクルを推進するための仕組みについて検討すべきということで、「国は」ということでございますが、関係者のご協力をいただきながらやりたいということでございます。

2つ目のポツでございますけれども、先ほどの点でございます。中間処理業者や搬出された混廃の最終的な状況につきまして実態を把握していくということで、リサイクルの、副産物の実態調査、数年に1回やっておりますが、そのやり方等を実際には見直していくことにしていかなければいけないということかと思えます。

続きまして建設発生土、15ページから16ページにかけてのところでございます。建設発生土につきましては需給バランス、改善傾向ではございますけれども、やはり搬出量が利用量の2倍程度あるという供給過多の状態でございます。さまざまな工事間利用の取り組み、行っているわけでございますけれども、工期だとか土質の条件が合わないということで、搬入土砂利用量、単純に量的な比較でいけば、全部排出利用量でできるはずなんです、実際には4割弱を新材に頼っているという状況がございます。

それから公共工事間で工事間利用の取り組み、いろいろと進んできているわけでございますけれども、民間工事由来の発生土ということになりますと、調整に当たっての時間的なゆとりが十分でない中で、公平性の確保であるとか、環境安全性、品質の信頼性といったようなものの確保を図っていく必要があるということで、いろいろと課題があると認識しております。

また、特に汚染土という問題、あろうと思えますけれども、特に自然由来の重金属を含むような土砂につきましては使用条件に左右される部分があって、そういったものによっては環境汚染につながる可能性があるといったようなことを考えております。

こういった課題を踏まえまして、7つ施策を掲げております。まず、印の13番でございますけれども、地域レベルで中期的な発生土の需給動向を把握して、これを適時、設計に織り込んで需給バランスの改善を図るといったような仕組みについて検討すべきということございまして、我々、よく、土工事で可能であれば、工事の中で土の盛土と切土のバランスを図るような設計ということをご心掛けという習慣はあるわけでございますけれども、少しその枠組みを広げられないかということでございます。

続きまして、印の17番でございますけれども、先ほど申し上げた民間工事由来の発生土につきましては課題が幾つかあるかと思いますが、こういったものを整理してルールを検討すべきということでございます。

印の18番でございますけれども、利用先を確保する策の1つということかと思えますけれども、建設発生土の有効利用によりまして砂利採取跡地を例示しておりますが、そのほかにもいろいろあるかと思いますが、自然修復を図るような仕組みについて検討すべきということでございます。

それから14番でございますけれども、例えばいろいろな工事の際の、特に埋め戻しといったような形でいろいろな基準があるんですけれども、例えば道路の地下空間の活用で、いろいろな管路を埋めると、その後の埋め戻しといったような場合にいろいろな基準がございますけれども、中には新材を使えというようなことが基準の中で残ったりしている場合があるようでございます。特に地方公共団体でそういう場合がまだ残っているというようなご指摘もございます。こういったようなこともございますので、国のみならず地方公共団体もということで、「行政は」ということでございますけれども、こういった基準の点検をして、品質的に十分可能であれば発生土が利用できるような形の見直しをしていただきたいということで、「行政は」ということを主語に書いてございます。

印の15番でございますけれども、これ、先ほどご指摘もございましたけれども、15と16、それぞれ民間と公共工事とのやり取りとの関係でございますけれども、15番のほうは公共工事の発注の際に、公共工事間の調整がつかなくて土がないよという場合でも土を使う工事で新材を使うかわりに民間の改良土を使えないかということで、こちらにつきましても品質であるとか、いろいろな関係の課題はあろうかと思えますけれども、検討すべきという形で整理しております。

16番のところ、逆に公共工事から出る土につきまして、単に公共工事間の調整がつかなかった場合でも、民間の土質改良プラントを活用することによって、ストックヤード

といったような形で時期の調整、あるいは土質の調整を行った上で活用していただくといったようなことができないかということでございます。先ほどご指摘がございましたように、民間の土質改良プラントに限らず、ストックヤードそのものが重要だというご指摘は既にいただいているところでございます。ストックヤードをだれが持つかということについても含めているいろいろ検討していかなければならないのかなと思っております。

印の21番のところでございますけれども、自然由来の重金属等を含む土砂につきましては、現場で迅速かつ的確に判断していく必要がございますので、こういった評価手法についての検討を国がすべきということでございます。

17ページにまいりまして、(4)適正処理についてということでございます。適正処理についてということでございまして、当然、不法投棄をはじめといたします不適正処理を防ぐために「見える化」を進めていきたいということでございまして、印32番の施策でございますが、電子マニフェストの利用を公共工事において原則化していくといったような形で、マニフェストの普及に努めていきたいと考えているところでございます。適正処理ということにつきましては、施策として1項目しかここにはないわけでございますけれども、当然のことながら既に申し上げた横断的な施策の中で、例えばその「見える化」を図っていくとか、費用を適正に負担していくとか、幾つか当然適正処理に結びつく施策はあろうかと思えます。再掲をここではしていないということでございまして、ほかにもいろいろあるということは当然でございます。

(5)でございますが、再使用・再生資材の利用についてというところでございまして、建設分野では他の産業廃棄物を原材料としたような再生資材を既にいろいろ利用しているわけでございますけれども、こういったものをさらに利用促進をしていこうということになりますと、当然品質に対する信頼性であるとか、廃棄時の再リサイクル性についての確認といったようなことも必要になってこようかと思えます。そういった結果、活用が可能ということであれば、少々品質が劣っていたとしても適材適所で利用を促進すべきだと考えているところでございます。

また、再生資材の定義ということにつきましては、数%しか含有していないようなものもあれば、100%近いものもあるといったようなことでございます。こういった定義があいまいだということもございます。

それから建設資材の再使用の概念、いわゆるリユースですけれども、希薄であったということでございます。そもそもどの程度リユースがされているのか、いないのかというよ

うなこと、あるいはリユースの可能性がどの程度あるのかといったようなこと、実態がそもそもなかなか把握できていないというのが現状かと思います。

こういったことを踏まえまして4つほど施策を掲げております。まず 印の25のところでございますけれども、他産業再生資材の舗装への適用性評価に関する研究を、特に溶融スラグ等でございますけれども、研究を行うべきということでございます。

印の28番のところでございますけれども、利用用途に応じた再生資材の品質基準、そしてそれを現場で利用される方、確認していくといったような手法、こういったものについて検討すべきということでございます。

印の30番でございますけれども、再生資材を、例えば再生資源をどれくらい使っているのかといったようなことを踏まえた分類であるとか、有効利用率、これもなかなか、これこれの資材には再生資源がこれだけ入っているんだというふうに、それぞれいろいろなところで話としては出ておりますけれども、こういった指標についての検討をすべきということでございます。

印の29番でございますけれども、先ほどのリユースにつきましては実績であるとか、それから使う場合の品質基準等についての検討をしていく必要があるかと思っております。こういったことで、以上とり急ぎでございますけれども参考資料1について説明をいたしました。ということで資料4については同じことが書いてあるということで、時間の関係もございまして、必要に応じてごらんいただくということで説明は割愛させていただきます。繰り返しになりますが、この参考資料1と同じ内容のものが実質的には資料3という形で、余計な見え消し等のない形で資料3がございまして、以上でございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。中心的なもの、推進施策ということ詳しくご説明をいただいた次第でございます。これが検討小委員会としての基本的な提言につながるわけでございますので、文言も含めてぜひ細かいご指摘もいただければと思う次第でございます。今からの30分、40分程度の時間はこれに費やしたいと考えております。どこからでも結構でございますので、ご意見を。大塚委員が出ていますから大塚委員からお願いします。

【大塚委員】 最初に全般的な感想だけ申し上げて、細かい点は、もし、後、もう一度発言の機会が与えられればさせていただきたいと思っておりますけれども、今回のまとめ方で「国は」というのがたくさん出てくるんですけども、非常にたくさん作業なさることになって、とても大変かなという感じもしますが、こういうまとめ方で必ずしも十分かどうかと

というのは少し心配がないわけではありません。古市委員がさっきおっしゃったこととちょっと関係するんですけども、ルールを明確化してあとは市場に任せるとというのが、基本的な最近の我が国が目指している方向ではないかと思うんですけども、このように手法とか国で検討していただくことは非常にいいと思うんですけども、この中でかなり抽象的なことが書かれているところが少なくないものですから、例えば10番とか、あるいはちょっと気がついたものだけ申しますが、31番とか、あるいは1番、2番あたりも手法だけ決めれば、あとそれでうまくいくのかとか、ちょっと幾つかそういう全般的なところで気になるところはございます。

これはそんなことを言ってもすぐに変わるとは思っていないので、意見としてちょっと申し上げておきたいということとして、かなり大まかなことしか書いていなくて、「国は」というふうにここで書いておくと、それは直ちに何かをやっていただくということにはひょっとしたらならないんじゃないかという気もしまして、結局ある種の行政指導のようなことをされていくのかなという感じもするんですけども。それでももちろんやっていただいたほうがいいと思いますが、それだけでいいのかというのが、ちょっとあまりにもそういうところが多いかなという感じがしたものですから、一言感想を申し上げさせていただきます。すみません。

【嘉門委員長】 今のお話はどなたも皆さんお持ちだろうと思うんですね。「国は」ということで検討すべき、後で申し上げようかと思っていたんですけども、法制化にするところは法制化の話なのでそれは決めると。あと、今おっしゃったように民間でやるべき事柄も含めて、ここは「関係者」になっていますよね。それと国で基準化するとか……。

【大塚委員】 それはもちろんいいですね。やっていただいたほうが……。

【嘉門委員長】 あまりにも国がやるという箇所が多いので、ご懸念の点はあると思います。できる範囲で検討すべきと。

国が検討すべきという文言が、ほんとうに検討してくれるかどうかは、必ずしも十分ではないところをご承知のようにあるわけで、やれるところとやれないところがありますよね。それで前回の委員会で確認させていただいた、この中長期の期間がどこまでかということに関連します。5年と10年とではえらい違いなんですけど、5年から10年とこうなっていますので、課題の軽重というか、取り組むべき課題をもう既にやっていることも含めて書いていただいています。ですからそのこのところの仕分けを今後どうしていくのかということは、この委員会のマターか、それとも事務局でやっていただけるのか、その辺

の話を事務局からちょっとお答えいただけますでしょうか。

【建設副産物企画官】 「国は」ということで検討すべき点がたくさんあって、それはご指摘のとおりで、我々も書いていてちょっと身震いするような部分があるのは事実なんですから、ごめいすけれども、「国は」と書いてあっても幾つかあって、もちろん既にやっている、やっているというのも私ども、「私ども」というのは、非常に狭い意味でこの国土交通省のリサイクル担当の者がやっているものばかりではなくて、先ほども委員からご指摘がありましたけれども、印の1番の構造物の延命化だとか、あるいは印2番の住宅の長寿命化、そういったのはリサイクルだけのためにやっているわけじゃない中でやっている、あるいはやらんとしている。一方でただ非常に難しいんじゃないかというご指摘は確かに多分そのとおりなのではないかという感じがするのはそのとおりではごめいすけれども、リサイクル以外の観点もあり、やらんとしているということでごめいすので、比較的短期、例えば5年で成果が出るのかどうかというのは難しい面はもしかしたらあるのかもしれませんが、一応国土交通省としては取り組んでいるものでごめいすので、これはこれでリサイクルの観点も踏まえつつ、ほかの観点も踏まえつつやっていくんだらうと思います。

それから同じようなもので例えば研究機関で取り組んでおられるようなものもごめいすので、こういったようなものも引き続き位置づけていただくことが、結果的には研究を促進するという側面もあるかと思いますので、そういったものは特に問題なく書けるのかなと思っております。

それ以外に当然今回新たにやろうというものも、それも決して少なくはない数ありますので、こういったものにつきましては最終的にリサイクルの推進計画という形になるときには、だれがやるんだとか、いつまでにやるんだとか、そういうのがもう少しきちんと勉強して、実際にはかなり金がかかるよというものもあるんだらうと思いますけれども、それはものによってはご容赦いただきながら、しかしながら方向はしっかり打ち出すというようなことも踏まえながら書いているというのが実情でございます。

【嘉門委員長】 今、ご説明いただいたように、ここで提言をすることによって、これまでも検討途上にある、あるいは整備途上にあるものは、より後押しをすることができるだらうと思いますね。そして新たに取り組むものについては、どういうふうに具体的に取り組むべきかということをおっしゃっていただくと、それが結果的に新しい研究をするとか、検討を始めるとかという結果に繋がるかと思います。200年住宅の話も含めて、新

しい研究資金が入ってくる可能性もありますから、それはそれで異議はないと思います。よろしく申し上げます。それでは、後藤委員、よろしく申し上げます。

【後藤委員】 幾つか申し上げます。まず11ページの印の35ですが、「国は、中小建設業のコンプライアンスに適した内部統制システムについて検討すべき」とありますが、既に民間でISOの14001とか、エコアクションとか、KESとか、いろいろな仕組みが動いておりますので、これを屋上屋を重ねて国土交通省でこういったシステムを検討すべきとは私は思わないので、「既にある民間制度の活用の推進を検討すべき」という形で、新たな制度をつくるような誤解を与えないほうがよろしいのではないかなと考えます。これが第1点です。

次が印の8、12ページですが、これも今、これはこれで正しいんですが、既存で例えばエコプロダクツ大賞とかがあるんですが、応募が極めて少ないんですね。これをむしろ国土交通省として応募をもっと促して、それが明らかになるように、ここも仕組みについて検討すべきという中には「既存の制度の活用も含めて」というような文言を入れていただいたほうがよろしいのではないかなと思っております。

それから次に13ページに、印の33ですが、私は前回分別について環境省で昨年つくったものを提供をさせていただきましたので、国で省庁ごとにいろいろつくるということは不要ではないかと。やはり既存のものの活用、改善というような形のことを考えていただければと思っております。

それから委員長、大変ちょっと申しわけないんですが、1点だけ前のことでよろしいでしょうか。中長期の中で6ページですが、エコファンドとかのSRIのことが書かれていますが、私、NPO法人の社会的責任投資フォーラムの代表理事もやっております、SRIをやっているわけですが、正直言ってこの分野の特にリサイクル等について零細業者が多いので投資家がいるとは、ゼロとは言いませんが、ほとんど考えられません。むしろここは、「応援する金融機関や」ということを一言入れておいていただければ、実は最近、地方銀行等が、環境取り組みをする業者に少し金利を割り引くとか、いろいろなことを始めてきております。日本は基本的にほとんど直接金融がなく、間接金融ですので、投資家ではなく、「投資家」を削るまでではないんですが、「金融機関や投資家が増えつつある」と、一言「金融機関」を入れていただければと思います。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。ご指摘、もっともだと思います。それでは村上委員。

【村上委員】 8ページでございますけれども、26番、こちらに「新築・新設時から解体時まで」、これで十分、意は通じているとは私は思いますけれども、維持管理のためにやった改修工事等も履歴として明確に残るように、改修リフォーム工事、簡易な工事については履歴が残りづらい、上重ねで何かをやるということもありますので、その辺を追加をいただきたい。ずっとその下、下から2行目あたりの「新築・新設等の設計」というのもありますけれども、新築、新設に限らずに、改修工事を随時、抜けているであろうところには入れておいていただきたいと思います。

9ページでございますが、41番、平田委員のほうからおっしゃるとは思うんですが、41番のところの「広域認定制度等」ですね、「広域認定制度のより」ではなくて「等」を入れていただければと思います。

次でございますが、全部先に言ってしまいますので、今度は12ページでございますが、12ページのところで、「国は住宅の長寿命化」というのがあるんですが、200年住宅をというようなご意見でございますけれども、これは私どもも伺っているところなんですが、定期借地権の問題ですよね。定期借地権は200年もたせてはいけません。50年でつぶしなさいというふうな法律でございますから、国の法律の中に齟齬があると思います。RC建物でも定期借地権の期限到来と同時に解体をするというふうなことも明確に販売時に言われているという物件もございますので、それが私は悪いとか、いいとかということじゃないんですが、法律上の齟齬があることはちょっとポイントとして定期借地権はどのようなかなという気がいたします。

次は13ページでございますが、31番の前にCCA処理木材が一番はじめに書いてございますけれども、CCA処理木材につきましては私も一昨年ぐらいから2度ほど、建築学会で発表しているんですが、CCA処理木材自体が非常に量が多いという考え方が間違いです。CCA処理木材は含浸されているわけでありまして、その木材の表面に一部付着しているというか、含浸していることでございまして、木全体が悪いということでもない。その発生量自体は非常に少ないと思います。学会発表等ごらんいただければと思いますけれども、それについて非飛散性アスベスト含有建材と同等扱いというのはちょっと違うだろうと思います。非飛散性アスベストのほうの方がより危険であるということであれば順番が逆、もしくはCCA処理木材についてはもう一度ちょっとご検討いただきたいと思います。

次、31番、解体工事現場での作業内容の透明性等に関しましては、これについては建築学会で5年前に「木造建築物等の解体工事指針解説(案)」というのを作成をいたしましたし

て、前回の建設リサイクル法が制定され、施行されるときに全国説明会を私も含めて行ったところでございます。それに基づきまして順次解体工事に関する手法、技術等については本ですとか、パンフレットですとか、そういったもの順次出されていますので、かなり進んでいるとは思っておりますが、より一層やることに問題はないと思います。

次にその36番でございますが、小口巡回共同回収システムでございますが、これは国土交通省を中心に随分精力的にやっていますのは私もよく存じ上げておりますけれども、廃棄物処理法との問題が一部解決されないということもあって、どうなのかなと。小口巡回共同回収システムについてはなかなか難しいだろうと思います。ここに書くべきかどうかというのはいろいろとあろうかと思えます。

次、14ページ、の建設発生木材の部分でございますが、ペンキ等の付着についてですが、建設発生木材、真ん中あたりなんです、木材チップについてはペンキ等が付着しているといけないとか、そういった部分についてはもう数年前の木材チップの品質についてはこうあるべきだろうという案が出されたままになっている。品質基準についても木材、木材チップについても今のところ数年前に検討された案以外にはないという状態でございますので、もう少し限定的に「マテリアルリサイクルできない」までは言い切らないほうがいいんじゃないのか。もう少し検討をしていったほうがいいのではないのかなという気がいたします。

次、15ページの、その他建設廃棄物、混合廃棄物のところでございますが、廃石膏ボードについては「付着した建設廃棄物も含め」と書いてありますが、付着というのはどの程度のことを意味するのか、非常に不明確ですね。粉がちょっとついたら、それは全部管理型なのか、何%付着したら管理型廃棄物なのか、そういうことは法律では定められていないと私は理解しております。石膏ボードの粉は管理型に埋めなさいということは明確に通知等が出ておりますので、それは理解しておりますけれども、付着という意味ではちょっとこの書きぶりに問題があると思います。石膏ボードリサイクルにつきましては、ご意見のあるお方がいらっしゃると思いますので、もっとご意見を聞かれたらどうかなと思います。廃石膏ボードリサイクルの前に石膏ボードの現場分別、解体系のものについてはもう20年以上前から建築センター等におきまして解体工事实験等、私も参加して一緒にやらせていただいておりますので、そういった実験データ等ございますので、ご参考までに、何かお役に立てば提出するつもりでございますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

【嘉門委員長】 はい、ありがとうございました。今ご指摘いただいた4点でございますが、特に私もこの解体工事で最近では長寿命化を図るということで改修工事件数が増えています、この際の検討が不十分なように思われます。というのはシックハウス対策の話でも改修のほうはなかなかうまくルートに入ってきていないという、そういう要素がございます。ですから改修工事に出てきた廃棄物、これを案外、混合廃棄物にしてしまって、なかなか処理しにくいといった話がありますから、ぜひ今の文言を入れていただければなと思います。

その他いろいろご指摘いただいております。例の50年で解体してしまうという定期借地権の件ですね。200年住宅のほうは既存の住宅は全く視野に入っていないくて、新築というか、新しく取り組む住宅は200年住宅を目指すところになっているんです。ところがそれだけじゃなくて、やっぱり既存の住宅をどう長寿命化するか、こっちのほうも重大だということはもう前から国のほうへもお願いしております。ですからそれも含めてここにもうちょっと文章をつけ加えることができればなと思っている次第です。ありがとうございました。

それでは、佐藤委員、よろしく申し上げます。

【佐藤委員】 まず12ページなんですが、先ほど出てきました2番の住宅の長寿命化と、それから11番のスクラップ&ビルド、これがちょっと関連するんですけども、国土交通省にお願いしたいのは、国土交通省の中でも多分縦割りがあると思うんですけども、将来の例えばオフィスの需要であるとか、それから住宅の需要とか、こういうものを反映したまちづくりが大切であり、都市計画、それから建物をつくる、そしてそれを長く維持するというふうに連続させていきませんと、建てるときは容積率が緩和されたからガンと建てて、結局要らなくなって放置されてまた捨てられるとか、社会の需要に合わないものを建てるのがスクラップ&ビルドを生み出しているのではないかなと思います。特に最近、非常に高層のマンション、スプロール化が進んでいる部分があると思うんですけども、需要に合っているのか。それが将来スクラップ&ビルドにならないかということがちょっと心配でありまして、そういう意味では都市計画、建築基準、それからリサイクルを一貫して対応していただきたいなと思います。リゾート法なんかでできたものが多分必ずこれから壊されるんだと思うんですね。ああいうことの繰り返しがないようにということをお願いしたいと思います。そういう意味ではその需要とか、それから社会環境の変化、こういうものを見越した町づくりと連携することによって長寿命化を促すということ

をお願いしたいと思います。

それからもう一点は16ページと17ページなんですけれども、ここに「公共工事の発注者は」という主語のものが15番、16番、32番とあるんですね。それでほかのところでは主語が「国は」というのも抽象的でちょっと何となく不安なところがあるんですけれども、逆に「公共工事の発注者は」という特定しているところは、公共工事の発注者だけなのかという、ちょっと逆に誤解を与えるというんですかね。ですから例えば電子マニフェストに限らずマニフェストがきちんと行われているかということの監視、それから電子マニフェストへの移行ということは建設リサイクル全部に行うべきで、特に公共工事についてはということがあると思いますけれども、この辺は公共工事の発注者だけがやればいいというような誤解を与えないようなことが必要ではないかと思います。

【嘉門委員長】 はい、ありがとうございました。それじゃ、三本委員。

【三本委員】 15ページなんですけど、先ほど村上委員のほうからご指摘がありましたけれども、ただ解体系の廃石膏ボードについて、最終処分するに当たって付着の部分について、それは量じゃなくて付着したのものについては管理型処分というように法的に位置付けておりますので、これについてはどのくらい付着していれば、あるいはしていなければ管理型処分でないということではないと思いますので、そのようにご理解ください。

それから同じく混合廃棄物なんですけど、ここに「分別解体等の結果残される建設混合廃棄物は、中間処理業者でどのように分別され、再資源化施設あるいは最終処分場へ搬出されているか、実態が十分に把握されていない」、これは全くの間違いであります。中間処理業者は再資源化施設、あるいは最終処分場への搬出をされているものについてはマニフェストという管理表に基づいてきちんと把握されておりますので、このような表現はちょっと間違いだと思います。ただし、不適正あるいは不法投棄のルートについての方法とか、あるいはルートについての把握は実態として把握されていないということだと思いますので、よろしく願いいたします。

ですからすなわち15ページの下の方に「国は、中間処理業者へ搬出された建設混合廃棄物の最終的な分別・再資源化状況や最終処分の状況について実態を把握すべき」ということじゃなくて、実態を把握していると思いますので、よろしく願いいたします。

それと17ページなんですけど、「(4)適正処理について」なんですけれども、ここにつきましては 印32番のほかに1つお願いしたいのは、不法投棄はなぜ起きるかというのについてはいろいろな見方があるんですけれども、やはり「安きに流れる」ということで、

その仕組みがなかなか解決できないということから、例えば処理委託契約書の中に、条文の中にもう少し排出事業者の責任の位置づけを明確に、文言に落とすべき必要性があると認識しております。以上です。

【嘉門委員長】 はい、ありがとうございました。それでは出野委員、お願いします。

【出野委員】 全解工連の出野でございます。全体的には私ごときが意見を申し上げるところはほとんどないんですけども、解体工事業界からの委員ということで、少し発言させていただきたいと思います。解体に関する発言が多過ぎるといって、暗に陽にご批判を受けていることは承知しておりますけれども、あえて発言をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、ちょっと直接関係がないので申しわけないんですけども、これは10年前に当時の建設省でお作りいただいた建築解体廃棄物リサイクルプログラム、ご承知かと思っておりますけれども、10年前にお作りいただきました。私ども解体工事業界のことがほとんど書いてあるんですね。当時から解体は問題になっておりました。こういうプログラムをお作りいただいて、私ども業界としましては金科玉条のごとく、このプログラムに従って業界努力をしてきたと、こういう経緯がございます。内容を見てみますと、今回のこういう中間報告の中身とほとんど同じなんです。と言うとちょっと語弊がありますけれども、10年間何をしてきたんだろうというのが我々の実感でございます。

例えば、あまり極端で申しわけありませんが、課題に対する戦略等で、2番目に、お手元に資料がないので申しわけないんですけども、「発注者による適正なコスト負担の責務の明確化と、適正な契約の確保」とか、あるいは「解体工事チェックシステムの創設と、分別解体の実施」、あるいは「解体工事業者の育成等のための制度の創設」、これは業、あるいは資格を含めてですね。それから4番目に「解体工事の施工技術基準等の策定と、施工技術の確保」とこういう戦略を掲げて我々業界も指導を受けまして10年間努力してきたわけですね。また10年たってこの審議会、また同じことを審議しているわけですね。というちょっと語弊があるかもしれませんが、そういう感じがいたしますので、もうちょっと地に足をつけた具体論を審議していただければありがたいかと、常々そういうふう感じております。

学生のレポートと言っではほんとうにおしかりを受けますけれども、こういうお題目も大事ですけども、もうちょっと現場に即したような、具体的な審議をぜひお願いをしたい。この審議会の冒頭でも1回申し上げたと思っておりますけれども。例えばの例ですけれど

も、解体工事業という業種と資格の問題、非常に重要な問題ではあります。例えば今回の中間報告も現場作業員の教育とか、あるいはそういう文言がたくさん出てきますけれども、だれを指しているのかと毎回、この委員会で申し上げておりますけれども。対象がほとんど明確でないと。言葉としてはわかるんですけども対象がほとんど明確でないと思うんですね。あるいは適正な施工費用を負担しなさいと、10年前からこういうことを言っているわけですけども、具体的にどうするのかと。ただお題目だけ掲げて一向に前進しないと。

例えば環境省あたりでは分離発注ですよ。要するに解体と収集運搬と処分、別々に契約をして金額を明示しなさいと、環境省はこういう具体的な施策を実行されました。国交省はじゃあ、何をされたか。具体的に言えば、それに匹敵するのは新築と解体の分離発注ですよ。そういうことをなされたかと、検討されたかと言いますとほとんど検討されていないとそういう感じがしております。それにはいろいろ理由があると思いますよ。抵抗勢力とか、抵抗勢力と言うと語弊がありますがそれでも、そういうこともあろうかと思いません。

例えば昨今の木造住宅の新築工事ですと、既製品であれば1,500万円から2,000万円の家が建ちます。に対して、建てかえの場合、ざっくりと言いますと解体工事が150万円から200万円の時代です。そうすると全体の請負金額の大体1割から1割5分、1割5分は言い過ぎかもしれませんが、1割ぐらいが解体工事費用に当たるわけです。それを一括して発注しますと、毎回申し上げておりますけれども発注者が適正な解体費用を負担するかと、そういう気持ちになるかと。これはおそらならないと思います。しかもこれを分離されると、住宅メーカーの悪口を言うわけじゃありませんけれども、住宅を1戸受注して施工したとしてもそんなに利益はないと思います。断熱材の質を落とすとか、そういうことをやっても大した利益にならないでしょうからそんなことはないと思いますけれども、ただし解体工事費用だけはかなり圧縮がきくんですね。無理がきくと。

例えば最近の例ですけども、これは住宅じゃないですけども、あるビルの工事で元請さんが発注者から2億4千万円で解体工事を受注したと。下請の解体工事業者に幾らでやらせたかと。わずか1億円です。1億4千万円はどこへ消えたかと。これは特殊な例じゃないです。ごく普通に当たり前の話ですよ、現状は。建設リサイクル法13条には施工者は発注者ときちんと契約を結びなさいと。その中に解体工事費用もきちんとして明示しなさいと、こういう規定があります。これは元請、下請の契約にも適用があると、括弧書きが

ありますけれども、ほとんどそこらあたりは実行されている形跡はないという状況ですね。ですから、そこらあたりも含めてお書きいただければありがたいと思っております。

例えば6ページ、7ページあたりに「専門家が適切に関与することが重要である」なんという表現があります。3の横断的取り組みのちょっと上になりますから、先ほどの内容に重複するかもしれませんが。ここらあたりに例えば分離発注を進めるとか、理想的に言えばCM方式をやるのが一番よろしいかと思えます。欧米じゃほとんどCM方式ですよ。日本の場合だけです。元請、下請、こういう施工体制というのは。ほとんど元請さんが仕切ってしまうと。こういうことが諸悪の根源と言ったら言い過ぎかもしれませんが、そういう問題が大きな問題としてあるということですね。

それからこういう解体の問題だけでなく、建設業界全体の問題だと思いますけれども、そこらあたりを環境省に倣って、新築と解体の分離発注も進めていくとか、そういうところとか、あるいは10ページあたりの 印の30番になりますけれども、「関係者は」という主語で始まっていますけれども、「再資源化や適正処理に必要な費用を明確化し」とありますけれども、この関係者はだれを指すのか、一応定義らしきものはもちろんあるかと思えますけれども、これはとにかく明確に「発注者は」とか、「元請は」とか、そういう具体的な文言を入れるべきじゃないかと感じております。単なる「関係者」というような抽象的な表現ですと、人ごとと、そういう受け取られる方もなきにしもあらずだと思いますので、そういうことをぜひお願いをしたいと思います。

ということで、前回もちょっとありましたけれども、解体工事をだれにやらせるのか、現状だれがどういうふうに行っているのか、そういうことをぜひ具体的につかんだ上で具体論を慎重にご審議いただきたいと。常々何回も同じことを繰り返し申し上げて申しわけありませんが、そういうところがほとんど盛り込まれていないなってちょっと残念に思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

【嘉門委員長】 今の件はなかなか難しいところがあるのかもしれませんが、委員の方で、今の出野委員のご意見に対して何か特段のご意見ございますでしょうか。村上委員。

【村上委員】 特段にということでもないんですが、確かに解体工事が解体工事の請負契約書を使ってなされていない方もいらっしゃるでしょうね。私なんか作成をいたしました解体工事請負契約書もございますし、住宅生産団体連合会ではそういったことも推奨をしております。当然別発注をしている場合もあるわけですね、すべてが分離発注されてないわけではございません。新築工事に込み込みで何でもやっているという言い方はすべて

ではない。建設リサイクル法にもきちんと解体工事については請負工事契約を結んで、処分先も明確にしてやりなさいということもございますので、建設リサイクル法が施行される時点から、そういった契約書は推奨をしている、推進もしていますということになります。

元請業者が大半を取ってしまうというようなご意見もございますけれども、私どもとしてはそういった現実さはほどにないと。まあ、それは人によってわかりませんよ。取ってらっしゃる方もいるのかもしれませんが、私の関係するところではそんなことはないと感じています。解体工事業者さんが、僕は常々言っているのは、解体工事を行う方みずからが元請業者になっていただきたいと。なれる状態になっていただきたいと。ゼネコンですとか、ハウスメーカーが常に元請業者としているということにならなくても結構なわけでございます、解体側の方が排出事業者足りえるように資質を高めていただきたいと常々思っているところでございます。以上でございます。

【嘉門委員長】 小規模事業者については、登録制でいっていますので、建設業の対応にならないところもあるので、そういう点がある、出野さんのほうのご意見とか、ご不満があるのかなとは思っております。

【出野委員】 追加でよろしいですか。

【嘉門委員長】 ああ、そうですか。簡単にしていただけますか。

【出野委員】 以前、解体業者は見積書さえ作成できないと、こういう発言があったように記憶しておりますけれども、自分で飯を食っている仕事の見積書ができない、そんなことはあり得ない話ですね。できがいいか悪いかは別としまして。これは失礼な話ですけども、あるソフト会社が解体業者に見積もり用のソフトをつくったところ、全然売れないと、どういうことだと。腹いせにあいつら見積書すらつくれないとそういうことを吹聴しているという話も小耳に挟んでおりますので、そこらあたりから出てきたのかなと理解しておりますけれども。ですから見積書ができないというわけではなくて、見積書が全く機能しない世界であると。これは解体を含めて建設業界全体の話でしょうけれども。例えば最低制限価格というのがありますけれども、そこに10社、20社並んで、あとは全部じゃんけんで決めていると、こういう状況ですよ。ご承知かと思っておりますけれども。見積書もへったくれもないんですね。しかもですね……。

【嘉門委員長】 あまり時間がないので……。

【出野委員】 そうですか、失礼しました。ではまたの機会に。

【嘉門委員長】 よろしくお願いたします。それでは平田委員。

【平田委員】 平田でございます。私は6点ほどあります。3点は加筆なりのお願ですが、3点は、今の出野委員のお話、石膏ボードについての村上委員と三本委員の発言も含めてお話をしたいと思います。

まず、出野委員の今お話しされていた件も含めて、10ページの 印の30に、「関係者は、再資源化や適正処理に必要な費用を明確化し、適正に確保するため、契約時に分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示すべき」という項目が出ております。これについて出野委員が再三、主張されていた部分、見積もりを出さない理由が見積もりを出してもけられてしまう、結局最後、そうじゃないところで決まるというような、意見が反映されていないと、先ほどお話もございました。そのポイントにおいては、この 印30については、十分に意見反映されている、評価いただけるものと感じておりましたので、更なる反映されていないのご指摘については、この30番の加筆なり項目追加なりで評価いただけないかというふうに考えました。

私の加筆案は、ここに「契約時の分別解体、再資源化、適正処理の費用の内訳」とか、または「契約時に分別解体費用、再資源化費用、適正処理費用等の内訳を明示すべき」とすることです。主語で「費用を明確化し」にがありますので、重ね言葉にはなりませんけれども、より費用ということを明確するという狙いです。廃棄物の処理再生の費用が別枠で表記となれば、解体業者の受注優劣、見積高低の要は分別解体費用となります。分別解体費用は、自らがコントロールできる、分別手間ですとか、工賃ですとか、工夫によるものとなります。そういうものに金額のフォーカスが当たりますので、よりよいのではないかなというふうに、 印30の文言の追加をと思います。

次に、これも出野委員の今までのご発言の中でもございましたし、村上委員からもございました、分離発注について、この30の下に、例えば「発注者は分別解体、再資源化、適正処理等の費用について分別発注を可能とするような仕組みをつくる」とか、分離発注により費用の明確化をより促進するですとか、を加えてはと思います。もちろん一括発注を否定するものではないですし、分別発注に限定するわけではないんですが、何回も議論のありました分離発注については、どこにも 印がありませんので、どこかに分離発注の考え方についても入れていただけると、出野委員が最初から言われていた解体工事業者のポジションの確立化ということも念頭に入れて配慮し、意見反映ができるものかと思いません。出野委員関連での意見は、この2つです。

三本委員、村上委員の議論にあった石膏ボードの粉についてですが、基準値が明記されていないので粉がついていたら管理型処分場確定という通達の読み方もできますけれども、例えば紙を取り除く作業で石膏の粉が中間処理工場の気中で舞っている状態で、その舞っている状態のものがどこかに付着して、じゃあそれも全部管理型処分場に持っていくべきかということになると、実質的に管理型処分場の残余量ですとか、排出者側が負担する処理コスト大幅増を考えると、これは当該商材の石膏ボード工業会も手前ども建産協のメンバーでございますので、どこかで基準を設けなければならないと私は思っております。そもそも論として、なぜ石膏粉が管理型埋め立てになるかということ、硫化水素発生の5要素がどうも回避できない、いわゆる『新たな化学的知見』からだとということでございますので、先ほどのどれぐらい石膏粉がついたらの議論に終止符をうつためには、これからの調査研究作業として、石膏粉がこれぐらいまじっていたら、この5要素が回避できるとか、回避できないとかいう新たな知見等を定性定量的に判断すべきと考えます。幸い、この資料の中にも15ページに廃石膏ボードの現場分別についての再利用を促進するための関係者の協力を得ながら推進するような仕組みを検討すべきという形で書いておられますので、三本委員の言われたこと、または村上委員の言われたことは、この15ページの項目で担保できるかなと思います。それが3つ目です。

次は、建材メーカー代表の人間としてお話ししますが、建材メーカーの役割、関係者の連携強化のところ、9ページ、印10、印37、印41のところでございますが、ぜひこの記述に拡大生産者責任の記述を入れていただきたいと思っております。例えば製造事業者はEPR、拡大生産者責任に求められる一定の責務として、何々をすべきという項目を入れていただくとよいかと考えます。みなさまご存知のように最近では拡大生産者責任については30年前につくった電化製品が火災事故を起こしても、何か対策をとらなければ消費者保護とならないというような風潮もございます。これは経済産業省製品安全問題サイドの問題ではございますけれども、「一定の責務」はどういうものが一定の責務かというのが重要です。一定の言葉の意味は全部とか永遠ではないわけで、PL法や瑕疵担保責任も含めて理論整理が必要となります。これは建材メーカーのみならず、いかなる製造メーカーにおいても大きな関心事でございます。その意味でEPR、拡大生産者責任の記述をここにに入れていただきたいと思っております。それが4つ目です。

5つ目は先ほど委員長から大塚委員にもご質問のありました文言表現です。ちょっと戻りますが4ページの「物流管理」という言葉でございますが、私も物流管理という言葉、

または後半には物流という言葉が出てきますが、CSR企業が今考える考え方としては、先ほどの拡大生産者責任も含めて、サプライチェーン、これは川上、川下両方、原料調達から廃棄物の処理に至るまでが含まれます。このサプライチェーンのロジスティックを管理していこうという考え方になってきております。サプライチェーンロジスティックスのような英語表現言葉をどんどん入れるのはどうかと思って発言は控えていたんですが、例えば5ページの一番上にもトレーサビリティというカタカナが入っておりますので、物流管理、または物流という言葉の意味としてサプライチェーンロジスティックスと表す、これは拡大生産者責任の範囲確定にも絡む部分でございますので、勘案をしていただければと思います。

あともう一点、7ページ、これも出野委員からも後藤委員からもお話がありました、7ページの「NPO/NGOなどの専門家が各々の立場から適切な助言や情報提供などを行うことが求められる」となっておりますけれども、私はここを「情報提供などを行い、公正な評価をすることが求められている」というような記述に変えたいと思います。同様に、10ページにもNPO/NGOの取り組みが求められているということがありますので、「公正な評価」というのを入れていただきたいと思います。と言いますのは、最近、地方自治体のグリーン調達品目で認定を受けたものの品質が劣悪でこれは産廃扱いであるとの事案がいくつかでてきています。リサイクル品ではなく産廃扱いであれば不法投棄であると。許可業者でなければそれは無許可営業であるというような事案です。これらリサイクル偽装は、グリーン調達認定などの検定作業を厳密化するとの方法もありますが、現実的に監督自治体の負担をどんどん増やしていくわけにもいかないわけです。認定や検定の精度を過度に自治体責任とすれば、関係者が『糞に懲りて膾を吹く』状態になりかねず、結果としてリサイクル材の市場投入や普及が抑制されてしまう恐れもあります。その意味で、例えば自治体等の認定検定作業にNPO/NGOなりの関係者が関与することを積極的におこない公正な評価をすることが必要と考えます。リサイクル材についても、そういう仕組みが必要だと思っておりますので、その文言を入れていただければと思います。以上6点でございます。ありがとうございました。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。だんだん時間がなくなって恐縮です。崎田委員、どうもお待たせしました。

【崎田委員】 大変おそくなって失礼いたしました。よろしく願いいたします。時間がないようですので3点ほど簡単にお話したいんですが、私はこういうリサイクル法の見

直しに当たっては、やはりリサイクルの推進は大事でほんとうに推進されているのはすばらしいんですが、発生抑制とか再使用、こういう精神をきちんと見直しに際して入れ込んでいくということが今、大事だと思って参加させていただいております。

そういう観点から言いますと、今回12ページで長寿命化ということを書いていたが、その中で最近では100年住宅ではなく200年住宅という言葉になっていて、こういう視点でものを考える、業界の皆さんがそういう研究をしていくということは大変重要だと思いますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

その部分とともに、私はもう一つ、再使用のところをわりに関心を持っているんですが、17ページの最後のところに、一応これまで再使用の可能性についてあまり概念が希薄であったために、これからきちんと可能性を検討していきたいという方向で書いていただいているんですけども、実際にそれに関しては29のところに「国は、建設資材等の再使用の実績や品質基準について検討すべき」と書いてありまして、書いてあるからいいんですが、この1行なんですね。再使用に関して今後の検討に対して検討されているのが、ちょっと見過ごしてしまう可能性もあるようなところですので、もう少しここを詳しく書いていただくとか、「再使用の実績を把握し、あるいは調査する」とか、もう少し明確に書いていただければありがたいと思います。

なぜそういうふうに申し上げるかと言いますと、私、環境省で長年続けている環境政策の提言の審査委員というのをずっとやらせていただいているんですが、ここ一、二年、例えば古民家を改築するよなときの古材を銀行のような形でNPOが保管するよな仕組みをとって、それを全国のそういうことを知りたい方に情報を出して流すよな組織をつくるとか、そういう建設資材の再使用に関する提案というのは結構増えてきているんですね。そういう意味で大規模な建設の現場の資材と、そういう地域社会のそういう古材と、ちょっと系統は違うかもしれませんが、かなり社会的な関心は高まってきていると感じておりますので、少しそういう状況を把握していただければありがたいと思っております。

なお、最後の点なんですけれども、今後解体コストや何かに関して消費者が関心を持っていくということも新たな役割として重要じゃないかということで、それだけにとどまらず、消費者が、あるいは社会全体がこういう建設リサイクルにも関心を持っていくことの重要性というのをかなりいろいろ私、あるいは多くの委員の皆さんからも発言がありまして、そういうことが組み込まれていますけれども、現実にはそういうのをどういうふうに担保していくかということに関して、今後きちんとそういうことも見ていきたい。あまりそ

うということに対して情報提供をしっかりとするというようなこと以上に、あまり書き込まれているところがないような感じもいたしますので、少しその辺の今後の展開に関しても関心を持っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。もう予定時間をちょっと超えてしまっておりますが、高戸委員から、恐縮でございます。結にひとつ、よろしくお願いいたします。

【高戸委員】 一言だけ、今まで皆さんが議論されましたことで、ようやく資料の4のような対策の具体的なものができあがりまして、非常にわかりやすくなりました。ただ、項目が、対策が4 4項目までありまして、これをいかに具体的に今後されていくのか、資料の4まででとめるのではなくて、例えば資料の5という形にするかどうかはわかりませんが、だれが、何を、どのように、いつまでに、どれだけやるのかというようなところを具体的に示したスケジュール、タイムテーブル的なものを、例えば今後5年間のタイムテーブルを資料の5として、大変な労力になるのかなと思いますが、つくっていただきたいと思えます。何々を推進すべきだとか、検討すべきだとかといった抽象的な対策もありますが、これをもっと具体的な、例えば9団体でつくっている委託契約書だとか、住団連でつくっている委託契約書を参照、それから各種、各団体でつくっているガイドラインだとか、マニュアル、具体名まで入れて参考にするというようなところまでの記載をしたタイムテーブルをつくっていただければ、よりこのリサイクルが具体的に進むのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

【嘉門委員長】 はい、ありがとうございます。高戸委員のご意見については、大変しんどい話なんですけれども、それをしないと具体的にはならないので、是非具体化して欲しいというのが委員の皆さん方の総意じゃないかなと思います。提案するだけでは話にならないというのは皆さんの思いであるとい理解しているところでございます。

それで、この委員会の今後の方針も含めて、この「その他」というのが最後の議題として残っておりますので、本日の審議は一応以上ということにさせていただいて、「その他」の議事の説明を事務局のほうからよろしくお願いいたします。

【建設副産物企画官】 熱心なご議論、まことにありがとうございました。本日さまざまなご意見をいただきました。こういったご意見を元に「建設リサイクル推進に係る方策について」中間とりまとめ(案)今日の資料を修正させていただきたいと思えます。修正に当たりましてはご意見をいただきました先生方と個別に調整させていただいて、最終的に個別に調整したものを嘉門委員長にご説明いたして、ご了解が得られましたら次のパブ

リックコメント募集の手続を進めさせていただきたいと考えております。

【嘉門委員長】 以上、今ご説明いただきましたようにこの建設リサイクル推進に係る方策につきまして、中間とりまとめ（案）の修正が今日、議論いただいている承りました。今、事務局で提案いただきましたように、事務局で調整していただいて、本日どなたからどのような意見がいただいたかというのは、全部もう把握してもらっておりますから、その意見を入れて調整して私のほうにご一任いただければ幸いかなと思っております。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

【嘉門委員長】 では、今のようなことで了解いただいたということで、本日欠席の委員もおられますので、やはり念のためにも欠席の委員にもご意見を伺っていただければ幸いです。

では次回の日程等につきまして事務局から説明をしてください。

【建設副産物企画官】 次回、第7回の小委員会でございますが、先ほど申しましたような形で、今回の資料、修正作業をいたしまして、その後おおむね1カ月ぐらいを目途と考えておりますが、パブリックコメントをやりたいということでございます。パブリックコメントの結果をとりまとめた上で、次回、小委員会としての提言の案をお諮りさせていただきたいと考えております。

時期でございますが、そういったスケジュールを考えますと、以前12月とっておりましたが、年明けにならざるを得ないかなということでございます。詳細につきましては調整が済み次第、ご連絡させていただきたいと思っております。今日、午後もこの中環審の合同部会がございます。そちらのスケジュールとの兼ね合いもございますので、いろいろと日程調整等で多々ご迷惑をかけることがまたあろうかと思っております。今回も非常に日程決まるまで時間がかかりまして申しわけございませんでした。次回以降もまたそういった形で、2つの委員会を調整しながら日程を決めさせていただこうかと思っておりますので、ご迷惑をかけることがありましたらご容赦いただければと思っております。よろしく申し上げます。

【嘉門委員長】 どうもありがとうございました。

【事務局】 それでは本日の小委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

了